



区立学校職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、区立学校職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 事案の内容

令和3年1月25日、杉並区立松ノ木中学校給食室において、当日の献立である「あげパン」を調理するため、過熱防止装置がない回転釜に食用油を入れ、油の温度を上げようと点火しました。その後、給食室内で別の作業をしていましたが、点火したまま別室に移り、調理職員全員で打合せを始めたところ、回転釜の油が過熱し発火し、火災が発生しました。

以上の事実と調査した結果に基づき、令和3年3月25日付けで以下のとおり懲戒処分を行いました。

2 被処分職員及び処分の内容

所属	区立中学校	区立中学校	区立中学校
職層	技能主任	技能主任	技能主任
年齢	58歳	60歳	62歳
処分の内容	停職1箇月	戒告	戒告

3 発令年月日

令和3年3月25日

【田中良杉並区長のコメント】

「このたびの、職員が起こした給食室の火災により、生徒、保護者の方々をはじめ、関係者の皆さまにご心配・ご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事故が発生することがないように、全区立施設での再発防止を徹底してまいります。」

【問い合わせ先】

総務部人事課 TEL 03-3312-2111 (内線1511)